

13 ひとり親家庭への支援

相談

母子・父子自立支援

ひとり親家庭の方の生活の自立に向けた相談やアドバイスをしています。電話相談も受け付けています。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 こども家庭課 ☎23-5609

児童扶養手当

18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭に支給される手当です。

※所得制限あり

※児童の心身に中等度以上の障害がある場合は20歳未満まで支給

●**手当の額** 手当は毎年の所得により異なりますが、月額は次の通りです

令和6年11月現在(物価スライド制)

| 区分 | 全部支給 | 一部支給 |
|--------------------|------------|------------------------|
| 児童1人目のとき | 月額 45,500円 | 月額 45,490円 ～10,740円 |
| 児童2人目以降の加算額(1人につき) | 月額 10,750円 | 月額 10,704円 ～5,380円 |

お問い合わせ 市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5732

優遇制度

JR通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている世帯の方が通勤用定期乗車券を購入する場合、特定者資格証明書を添えて申し出ると3割引で購入できます。

お問い合わせ・申請窓口 市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5732

保育料等の軽減

ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯に該当する場合は、保育料等が軽減されることがあります。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 保育幼稚園課 ☎23-5947

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの健全育成を図るために、無利子または低利子で修学資金、生活資金、住宅資金、就職支度資金など各種資金の貸付を行っています。

※連帯保証人が必要となります。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 こども家庭課 ☎23-5609

助成制度

ひとり親家庭等の医療費助成

18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等に対し福祉医療費受給者証を交付します。対象者は、病院で受診されたときの医療費(保険診療による自己負担分)の助成が受けられます。

※所得制限あり。

お問い合わせ・申請窓口 市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5732

高等職業訓練促進給付金

就職に有利となる資格取得を目指しているひとり親家庭の親を経済的に支援するものです。対象となる資格は看護師や保育士、理学療法士など1年以上のカリキュラムを必要とする資格に限ります。

詳しくはお問い合わせください。

【支給期間】 休業期間のうち最長4年間

※要件により支給額や支給期間が異なります。

【支給額】 月額最大100,000円

※養成機関における課程終了までの期間の最後の12か月は月額40,000円の加算あり

※支給期間・支給額については変更される場合があります。

お問い合わせ・申請窓口 市役所駅北庁舎3階 こども家庭課 ☎23-5609

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が教育訓練対象講座の受講のために支払った費用の60%(上限20万円)に相当する額を支給する制度です。詳しくはお問い合わせください。

※受講前に申請が必要です。

※支給額については変更される場合があります。

お問い合わせ・申請窓口 市役所駅北庁舎3階 こども家庭課 ☎23-5609

年金

遺族基礎年金

国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡した場合に、その人によって生計を維持されていた子(18歳到達後の最初の3月31日までの間にあるかまたは20歳未満で1級または2級の障がいの状態にある子)または子のある配偶者に支給されます。

お問い合わせ 多治見年金事務所 お客様相談室 ☎22-0255

寡婦年金

国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間または保険料免除期間が10年以上ある夫が死亡した場合に、10年以上婚姻関係のあった妻に、60歳から65歳に達するまで支給されます。

お問い合わせ 多治見年金事務所 お客様相談室 ☎22-0255

遺族厚生年金

厚生年金の被保険者または被保険者であった人が死亡した場合には、お問い合わせください。

お問い合わせ 多治見年金事務所 お客様相談室 ☎22-0255

公営住宅

低額所得世帯で住宅にお困りの場合、比較的low額で入居できる県営住宅や市営住宅があります。

お問い合わせ ★県営住宅については
東濃西部総合庁舎東濃建築事務所 ☎23-1111(内336)

★市営住宅については
市役所本庁舎3階 建築住宅課 ☎22-1312

